

## 平成 30 年度国保事業費納付金及び標準保険料率の本算定結果の概要について

## 1 国保事業費納付金等の本算定結果について

平成 29 年 12 月末に国から示された確定係数に基づき算定した納付金総額は、約 602 億円となった。

市町村ごとの納付金額及び市町村標準保険料率等は、資料 1 - 2 に記載のとおり。

## 2 本算定と前回公表試算（平成 29 年度 9 月試算）との納付金総額の比較

県全体の納付金総額（一般分）は、5.8%減少している。

主な減少要因は、保険給付費の推計額の減少による歳出減，国交付金の増加による歳入増及び激変緩和措置の拡充等である。

## 3 激変緩和措置の内容

(1) 国交付金及び都道府県繰入金を活用した，国のガイドラインに基づき実施する激変緩和措置

⇒ 納付金額を減額させるため，14 市町村に総額約 17 億円を措置見込。

(2) 更なる負担軽減のため，都道府県繰入金を活用した，宮城県が独自に実施する激変緩和措置

⇒ 上記（1）のうち 4 市町村に，交付金として総額約 3,400 万円を措置見込。

## 4 各市町村の平成 30 年度の保険料率等の検討状況

（平成 30 年 1 月 31 日時点の検討状況）

NO	検討の方向性	市町村数	増加率見込み （平成 29 年度との比較）
1	引き上げを検討中	2 市町村	平成 29 年度課税総額に対し， 最大で 5%程度
2	現状維持または 引き下げを検討中	31 市町村	
3	引き下げを議決済み	2 市町村	平成 29 年度課税総額に対し， 最大で▲10%程度
	計	35 市町村	

## 5 標準保険料率について

改正国保法第82条の3により、都道府県は納付金額を踏まえ、市町村ごとの保険料(税)率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」と、県内全ての市町村の保険料(税)率の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」を示すこととなる。

### (1) 市町村標準保険料率

市町村標準保険料率は、被保険者が市町村間の保険料(税)率を比較できるよう統一された算定基準のもとに算出される理論値であり、実際に各市町村が被保険者に対して賦課・徴収する際の保険料(税)率とは異なり、その主な要因は以下イからニのとおりである。

イ 標準保険料率の算定基準と、各市町村の実際の保険料(税)率の算定基準の違い。

(例：算定方式、応能割と応益割の比率、均等割と平等割の比率、予定収納率等)

ロ 標準保険料率の算定に当たり見込んでいる歳出費用(保健事業等)と、各市町村が実際の保険料(税)率を算定するに当たり見込む歳出費用の違い。

(各市町村の平成30年度当初予算案は、今後市町村議会に提案、審議される。)

ハ 標準保険料率の算定に当たり歳入として見込んでいる各種公費(国調整交付金等)と、各市町村が実際の保険料(税)率を算定するに当たり歳入として見込む各種公費の違い。

ニ 市町村標準保険料率の算定では、国のガイドラインに基づき、国保特別会計の財政調整基金等の繰入は反映させないが、各市町村が行う実際の保険料(税)率の算定では、各市町村の判断により、財政調整基金等の繰入が実施される場合があること。

### (2) 都道府県標準保険料率

都道府県間の保険料水準の比較を可能とするため、全国統一の算定基準により、各都道府県が算定する保険料率である。